

全建労発第 12 号
平成 28 年 4 月 28 日

各都道府県建設業協会 会長殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働
安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局長から、別添のとおり労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政省令により、亜硝酸イソブチルなど 27 物質とそれらを含む製剤その他の物について、譲渡提供する場合のラベル表示、SDS の公布等を義務付けるとともに、製造・取扱いの際のリスクアセスメントの実施を義務付け、平成 29 年 3 月 1 日より施行する旨、本会に対し周知依頼がありました。

つきましては、貴協会会員に対しまして、この趣旨をご理解いただき本改正内容を周知頂きますようお願い申し上げます。

担当：労働部 長尾

以上